

## 騒音特定施設の種類

1. 金属加工機械
  - (イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
  - (ロ) 製管機械
  - (ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
  - (ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - (ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
  - (ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
  - (ト) 鍛造機
  - (チ) ワイヤフォーミングマシン
  - (リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
  - (ヌ) タンブラー
  - (ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）
2. 空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3. 土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）
5. 建設用資材製造機械
  - (イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
  - (ロ) アスファルトプラント（混練機の混練量が200キログラム以上のものに限る。）
6. 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7. 木材加工機械
  - (イ) ドラムバーカー
  - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
  - (ハ) 碎木機
  - (ニ) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
  - (ホ) 丸のご盤（製材用にあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
  - (ヘ) かなな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8. 抄紙機
9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）